

---

---

## 第3節 学校

### ■第16条（教室等の設置の禁止）関係

（教室等の設置の禁止）

第16条 特別支援学校の用途に供する建築物には、その4階以上の階に教室その他児童又は生徒が使用する居室を設けてはならない。

#### 【趣旨】

本条は、特別支援学校の教室等の設置階について定めたものである。

#### 【解説】

##### 1. 「特別支援学校」について

「特別支援学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する「視覚障害者、知覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困窮を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする」盲学校、聾学校及び養護学校をいいます。

### ■第17条（教室等の出口）関係

（教室等の出口）

第17条 小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校又は幼稚園の用途に供する建築物の教室その他幼児、児童又は生徒が使用する居室で、床面積が50平方メートルを超えるものは、廊下、広間の類又は屋外に直接通ずる出口を2以上設けなければならない。ただし、その規模又は構造により安全上及び避難上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

#### 【趣旨】

本条は、災害時における円滑な避難を目的として、教室の出口について定めたものである。

【解説】

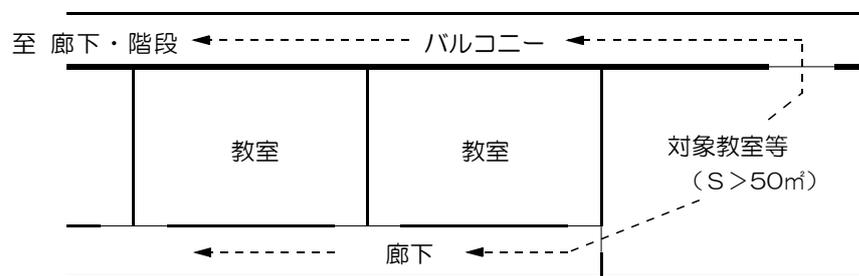
1. 「出口を2以上設けなければならない」について

この規定は、災害時等に1箇所の出口に人が集中することを避けるため2以上の出口を設けることを定めたものであることから、それらの出口は、できるだけ離れた位置に設ける必要があります。

なお、廊下の突き当たり等に設ける特別教室等で、廊下に面して1カ所しか出口を確保できないものにあつての取り扱いは、次のとおりです。

(1) バルコニーを外壁面に連続して設けた場合

建築物の外壁面に連続したバルコニーを設けることにより、対象教室等からバルコニーを経て廊下及び階段に通じることで、2方向避難を確保している例



(2) 対象教室等の専用バルコニー・階段を設けた場合

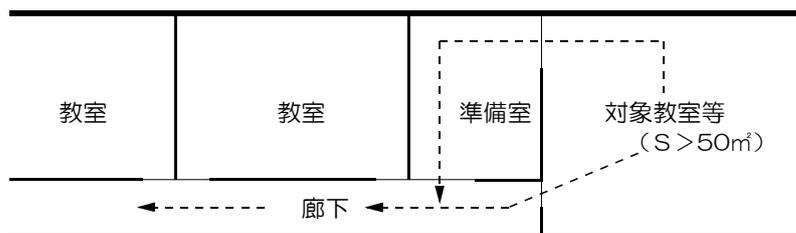
対象教室等の専用バルコニー（避難階に通じる避難ハッチ等の避難施設を設けること。）や直通階段を設けることで、2方向避難を確保している例



政令第121条による避難上有効なバルコニー及び避難ハッチ等又は直通階段

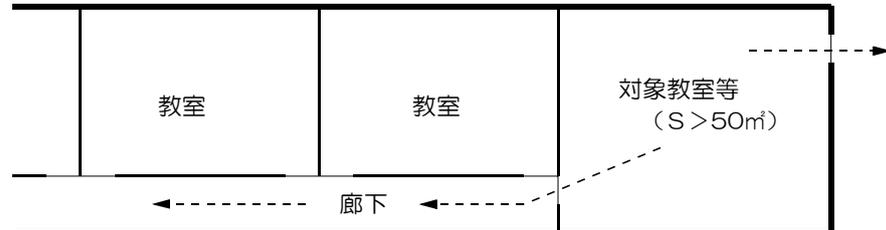
(3) 準備室を廊下・広間の類とみなす場合

対象教室等に隣接する準備室内に、避難上有効な通路が確保されることにより、準備室を経て廊下及び階段に通じ、2方向避難を確保している例



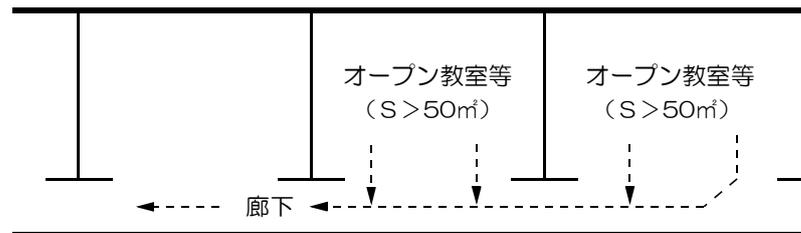
(4) 避難階に掃出し窓等を設ける場合

対象教室等が避難階にあり、かつ、直接屋外に避難できる掃出し窓等を設けることで、2方向避難を確保している例



(5) オープン教室等の場合

オープン教室等に可動間仕切り等を設ける場合には、可動間仕切りを設置した状態で判断されます。可動間仕切り等の設置がない場合には、開口幅や袖壁の大きさ等により、安全上、避難上に照らし判断されます。



■ 図 1 2 : 教室等の出口の例

## 2. 「ただし書きの取扱い」について

「規模又は構造により安全上及び避難上支障がないと認められる場合」とは、次の要件を満たしていることが原則となります。

- (1) 災害時において出口に人が集中した場合でも、容易に当該教室等から避難ができる出口の幅を有し、教室等と廊下、広間又は屋外との間に通行上支障が生じる高低差や建築設備等がない場合
- (2) 耐火構造等火災による延焼の度合いが低いものである場合

### ■ 第 1 8 条（木造校舎と隣地境界線との距離）関係

（木造校舎と隣地境界線との距離）

第 1 8 条 学校の用途に供する木造建築物等（主要構造部の政令第 1 0 9 条の 4 に規定する部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られた建築物で、耐火建築物及び準

耐火建築物でないものをいう。以下同じ。) にあっては、その主要な建築物の外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上としなければならない。ただし、その規模、構造又は周囲の状況により防火上及び避難上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

#### 【趣旨】

本条は、火災時における延焼の防止や災害時における円滑な避難を目的として、木造の学校建築物における隣地境界線からの離隔距離について定めたものである。

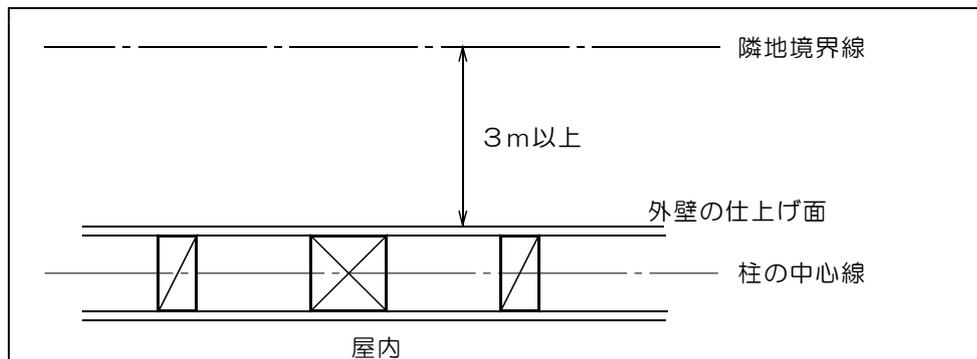
#### 【解説】

##### 1. 「主要な建築物」について

「主要な建築物」とは、児童又は生徒等が一定時間以上継続して使用する居室を有する建築物です。したがって、別棟で建築されるトイレや倉庫等の居室を含まない建築物は対象となりません。

##### 2. 「隣地境界線との距離」について

「隣地境界線との距離」とは、外壁の仕上げ面から隣地境界線までの距離をいいます。



■図13：隣地境界線との距離

##### 3. 「ただし書きの取扱い」について

「規模、構造又は周囲の状況により防火上及び避難上支障がないと認められる場合」とは、次の要件を満たしていることが原則となります。

- (1) 建築物の一部のみが局部的に突出している等の場合
- (2) 初期火災に適した消火設備等が防火上有効に設置されている場合又は、地形による高低差等により、隣地からの延焼のおそれが極めて低く、かつ、当該部分を避難路として使用する必要がない場合